

# 国立大学法人 鹿屋体育大学における 男女共同参画の推進について

本学は、本学を構成する学生、教員、職員のそれぞれが個人として尊重され、性別による差別的取扱いを受けないよう、均等な機会を保障するために以下のとおり基本方針を定めました。



## 男女共同参画推進の基本方針

### ■ 男女共同参画を阻害する要因の除去に取り組めます。

本学運営における諸制度、教育・研究の環境、学内的な慣行について、男女共同参画を阻害する要因となるものはないか注意深く確認し、もし、そうした要因を見つけた場合は、その除去に取り組めます。

### ■ 教育、研究及び就業に係る男女共同参画を推進します。

教育、研究及び就業環境について、実質的な男女の均等な機会の保障を達成するため、積極的な改善措置に取り組めます。

### ■ 学生、教員、職員への啓発を行います。

男女共同参画についての意識向上のため、本学の学生、教員、職員を対象に様々な啓発活動を行います。

### ■ 男女共同参画推進室を設置します。

上記のことを実現するため、本学は、男女共同参画推進室を設置し、長期的展望にたつて男女共同参画推進に係る諸施策の充実を図ります。



基本方針を具体化するため、  
以下のとおり行動計画を策定しました。

## 男女共同参画推進のための行動計画

### 行動計画

1

#### 男女共同参画に関する広報・啓発活動の充実を図ります。

- ◆パンフレットやポスターの作成・掲示等により、男女共同参画社会の形成の促進を図ります。
- ◆講演会等を実施し構成員の意識改革の推進に努めます。
- ◆本学ホームページに男女共同参画に関するコーナーを設置し、大学の取組みについて明らかにしていきます。



### 行動計画

2

#### 男女共同参画の趣旨を踏まえた教員採用を行います。

- ◆教員採用の公募要領に、男女共同参画社会基本法に則り教員の選考を行うことを明記し、女性研究者が応募しやすい環境づくりに努めます。

### 行動計画

3

#### 女性教員の増加を目指します。

- ◆今後、女性教員の増加に努め、その割合を引き上げていきます。

### 行動計画

4

#### 女性教職員の昇進の拡大及び 大学意思決定の場への女性の登用を目指します。

- ◆能力に応じて、女性教職員をより積極的に上位職位に登用するよう努めます。
- ◆その進捗状況に合わせ、主要会議等のメンバーへの女性の登用を図ります。



## 行動計画

# 5

### 研究における男女共同参画の推進と女性研究者の研究環境の改善を図ります。

- ◆学長裁量経費について、育児休業等（産前産後の休暇、育児休業）を取得する場合には、研究の中断・再開等ができるようにします。
- ◆講演会等を実施し構成員の意識改革の推進に努めます。



## 行動計画

# 6

### 男女共同参画に関連した学生教育の充実を図ります。

- ◆教育内容の工夫のほか、次期カリキュラム改訂に向けて男女共同参画に関連した授業科目の必修化を検討します。
- ◆附属図書館においては男女共同参画に関連する図書資料を収集し、学生を含め構成員の理解を深めることとします。



## 行動計画

# 7

### セクシャル・ハラスメント防止のための環境整備の充実を図ります。

- ◆現行の体制と取り組みの周知に努め、その機能を点検しつつ、充実を図ります。

## 行動計画

# 8

### 育児環境の整備、介護等の支援のための継続的改善を図ります。

- ◆育児休業及び介護休業の積極的な活用と、これらに係る短時間勤務も可能であることを周知し、育児や介護に関わる教職員を支援します。
- ◆仕事と子育ての両立のための制度の定着促進・充実を図るため男性の育児休業取得に努めます。



## その他男女共同参画推進のために 必要な事項を実施します。

- ◆ 超過勤務の縮減を図るとともに、  
年次休暇の計画的な使用を促進します。
- ◆ 原則として17時以降の委員会等は  
行わないこととします。



**男女共同参画社会基本法**（平成11年制定）は男女共同参画社会について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。

また、「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。」としています。

鹿屋体育大学は、このような国の施策に基づき、本学における男女共同参画を積極的に推進し、我が国の男女共同参画社会の形成に寄与することとします。



国立大学法人 **鹿屋体育大学**

担当:国立大学法人鹿屋体育大学男女共同参画推進室

〒891-2393 鹿児島県鹿屋市白水町1番地

鹿屋体育大学内 総務課内

T E L : 0994-46-4811

F A X : 0994-46-2831

E-mail : soumu-h@nifs-k.ac.jp